

第 1 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分から 2時10分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	4番	大	羽	孝	志
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(4人)

3番	吉	田		優
5番	西	川		讓
6番	阿	部	紹	子
7番	松	崎		豊

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
第7	議案第5号 土地現況証明願について
第8	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第7号 農用地利用集積等促進計画案について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第10	議案第8号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第13回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

暑い日が続いております。皆さん、熱中症対策をしながら農作業をされていることと思います。また、本日は総会後に懇親会が予定されており、瀬棚区でパークゴルフを行うこととなっております。その際も暑さ対策を万全にして楽しくプレーしたいと思っております。

わたくしごとですが、明日から札幌で北海道農業会議の総会、また翌日には北海道農業者年金協議会の総会があり、小林事務局長と出席する予定でおります。まだまだ大変忙しい日が続きます。

会長

本日の総会は、議案第8号まで案件がございます。

慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、3番吉田委員、5番西川委員、6番阿部委員、7番松崎委員から欠席の届出がございました。また、14番小島委員から遅刻の連絡がきております。

只今の出席委員は10名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番森委員、11番金谷委員を指名いたします。この指名は、第13回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号24番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、貸主の [REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、賃借人へ贈与するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料2ページをご覧ください。

事務局

番号 6 番。譲渡人が、[redacted]、[redacted] さん。
譲受人が、[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
の計 5 筆、現況地目は田と原野と用悪水路、面積が合わせまして [redacted] m²、
こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農
地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。
番号 7 番。[redacted]、[redacted] さん。譲受人が、
[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted] の計 3 筆、現況地
目は田、面積が合わせまして [redacted] m²、こちらの契約につきましては贈与
でございます。理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたい
ためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該
当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道
農業会議へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会
会長専決により許可を行う。
令和 7 年 6 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 6 ページをご覧ください。
番号 2 番。貸主が [redacted]、[redacted] さん。借主が [redacted]

事務局

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■■■■■■、面積は■■■■ m²の内■■■■ m²、■■■■■■■■■■、面積は■■■■ m²、■■■■■■■■■■、面積は■■■■ m²の内■■■■ m²、その他非農地、面積が合わせまして■■■■ m²、現況地目は全て畑でございます。転用の目的につきましては、砂採取のための一時転用でございます。砂利採取後は表土及び客土により埋戻し整地し農地として使用できるよう復元し返還することとなっております。掘削区域が■■■■ m²、土場作業場が■■■■ m²、浸透池が■■■■ m²、残置森林が■■■■ m²、採取数量が■■■■ m²でございます。転用事由につきましては、周辺地調査により砂利の存在が確実と見込まれるためでございます。転用期間は令和7年8月1日から令和8年7月31日、位置図・配置図につきましては、10ページの図1のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございます。原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるもの限り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は1年以内の砂利採取でございます。採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案についてについて」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案7ページをご覧ください。
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 69・85 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用
目的は転作田、こちらの契約は使用貸借でございまして、期間につきまし
ては、2025 年 7 月から 2030 年 7 月までの 5 年間、継続でございます。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。

番号 70・86 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利
用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期
間につきましては、2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が
円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 71・87 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
の計 9 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、
期間につきましては、2025 年 7 月から 2030 年 7 月までの 5 年間、単価が
円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 72・88 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契
約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 7
月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、
継続でございます。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 73・88 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
の計 5 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、
こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、
2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が

事務局

■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 74・88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 17 ページをご覧ください。

番号 75・88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

番号 76・88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 77・88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 5 筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 7 月から 2028 年 7 月までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 78・88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約

事務局

の計4筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年7月から2028年5月までの3年間、の単価が 円、それ以外の単価は 円、賃貸価格が 円、継続でございまして。

事務局

資料26ページをご覧ください。

番号83・94番。利用権の設定等を受ける者、さん。利用権の設定等をする者、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計10筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年7月から2027年7月までの2年間、単価が 円、 円、 円、賃貸価格が 円、継続でございまして。

事務局

資料27ページをご覧ください。

番号84・95番。利用権の設定等を受ける者、さん。利用権の設定等をする者、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計6筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年7月から2025年12月までの6ヶ月間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございまして。

こちらの契約期間は1年未満なのですが、今年末の契約終了前に条件等を再度話し合い、来年1月から新たに契約をし直すこととなっております。営農計画等の関係上、双方すっきりできるのではないかとのご申出がありました。北海道農業会議に確認しましたところ、1年未満での契約でも問題なく締結可能との回答を得ております。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長 「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案9ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料31ページをご覧ください。
番号7番。所在につきましては、
の計4筆、面積が合わせまして m^2 、公簿地目は用悪水路と田、
現況地目は田と用悪水路、利用状況につきましては田と用悪水路でございます。
願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に
さんでございます。
2025年6月16日に竹内委員、大羽委員と現地に赴き、目視で確認し田と用悪水路であることを確認しております。
場所につきましては、32ページの図2のとおりでございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案1ページをご覧ください。
議案第6号 農地法第3条の規定による許可について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料1ページをご覧ください。

事務局

番号 8 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。こちら譲渡人と譲受人が同じ住所なのですが、住基上も同じ表記となっているのを確認しております。

所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。こちらにつきましては、令和 5 年 4 月から下限面積要件が廃止になったことで、[REDACTED] さんが農地を譲り受けることができます。また、狭小地であり [REDACTED] さんが耕作するには非効率なため、[REDACTED] さんへ所有権移転し適切に管理することが農地を守ることに繋がるとものと考えております。[REDACTED] さんに関しましては、出荷販売等せず自家野菜のみの栽培とし、営農に励みたいとのことでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 3 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますが、本日 [REDACTED] 委員が欠席ですので、特に制限はございません。

事務局

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

事務局

令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料3ページをご覧ください。

番号96・97番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計2筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年7月から2027年7月までの2年間、単価が円、賃貸価格が円、新規でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第10 議案第8号 土地現況証明願について】

議長

「日程第10 議案第8号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案5ページをご覧ください。

土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。

令和7年6月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料5ページをご覧ください。

番号8番。所在につきましては、

の計6筆、面積が合わせまして m^2 、公簿地目は山林、宅地、畑と雑種地、現況地目は山林と田、利用状況につきましては田でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共にさんでございます。

2025年6月17日に吉田委員、大口委員、小島代理と現地に出向き、目視で確認し水田であることを確認しております。

事務局

場所につきましては、追加資料 6 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 9 番。所在につきましては、XXXXXXXXXX、面積が XXXX m²、公簿地目は畑、現況地目は田、利用状況につきましては田でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX さんでございます。

2025 年 6 月 23 日に森委員、渥美委員と現地に赴き、目視で確認し水田であることを確認しております。

場所につきましては、追加資料 7 ページの図 2 のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 8 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 13 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 7 月 31 日

会議録署名委員

10 番

森 正勝

11 番

金谷 勝則

議長

原 日 嘉博